

# 男女給与格差の推移の背景

## ～働き方や雇用形態も影響～

男女の給与格差の平成期の変遷を表す図が「男女間所定内給与格差の推移」です。就業分野の女性の現状を示す指標として『男女共同参画白書』にほぼ毎年掲載されてきました。

平成29年、男性の賃金水準を100としたとき、女性の賃金は75.7です。女性の賃金は男性の4分の3、25%の男女格差があるということです。平成元年、女性の賃金は男性の6割でした。ということは「30年間で女性の賃金水準が男性に追いつきつつある」ということでしょうか。

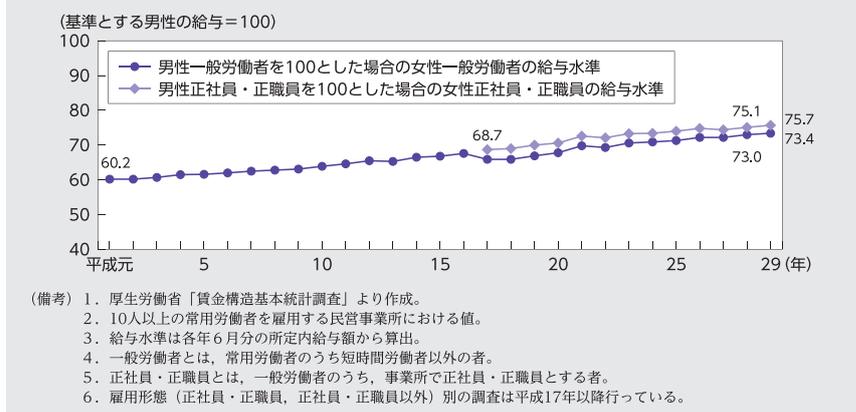
女性の賃金水準が男性水準ののびより大きいとき、たしかに男女賃金格差は小さくなります。しかし、女性の賃金水準が上昇しなくても男性の賃金水準が停滞あるいは低下するとき、やはり男女格差は縮まるのです。

平成で区切られる1990～2010年代は、実は日本の賃金水準全体が停滞した時期でもありました。その時期は1991年のバブル崩壊後の「失われた10年あるいは20年」と重なります。バブル期まで日本の賃金水準はほぼ右肩上がりが続きました。そしてバブル崩壊以降、一転してそれまでの賃金上昇分のつけを払うように賃金停滞期が続いたのです。

平成の前半期、不況期に企業や雇い主は余剰人員を整理しました。そうした経営構造調整の結果、賃金の高い男性や正社員雇用に代えて、最低賃金水準で働く女性パートや男女の派遣労働者などを雇用する傾向が広がりました。その結果、平成を通じて正社員ではない働き方が拡大定着していき、男女を問わず低賃金で働く働き方と働く人が増えていったのです。

男女賃金格差水準の推移データにはこのような“働き方”や“雇用形態”の変化も反映されています。

I-2-9図 男女間所定内給与格差の推移



資料出所『男女共同参画白書 平成30年版』(2018年8月9日取得)

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-09.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-09.html)

## こちら男女共同参画情報局

選挙で男女の候補者数ができる限り均等となることを促す

### 「政治分野における男女共同参画推進法」が成立

「候補者男女均等法」ともいわれ、努力義務として政党に「できる限り男女均等に」候補者を擁立するように促す法律です。19年4月に行われる統一地方選挙や7月の参議院議員選挙などで適用されます。

18年6月現在、日本の国会議員の女性比率は、衆議院10.1%、参議院20.7%。世界各国の議会で作る列国議会同盟が同年4月1日時点でまとめた下院など(日本は衆議院)における女性割合の順位では、日本は193カ国中158位。世界平均23.5%、アジア平均19.7%を大きく下回っています。地方議会で女性議員が占める割合も低く、女性議員がゼロの地方議会もあります。

政府の第4次男女共同参画基本計画は32年までに国政選挙の女性候補者を30%に引き上げる目標を掲げています。昨年10月の衆院選は17.7%でした。

フランスでは00年に「候補者男女同数法」(パリテ法)が成立し、男女“同数”の候補者を擁立することを政党に義務付けました。また、政治分野での男女平等を進めるため、候補者数や議席数の一定割合を、あらかじめ男女に割り当てるといった「クオータ」(割り当て)の仕組みを採用している国もあります。